

別紙

低濃度 P C B 汚染廃電気機器等収集運搬処分業務特記仕様書

1 業務名

低濃度 P C B 汚染廃電気機器等収集運搬処分業務

2 収集場所

光市立図書館及び光市民ホール

(1) 光市立図書館 1階機械室（山口県光市光井九丁目18番1号）

(2) 光市民ホール 敷地内（地上）（山口県光市島田四丁目13番15号）

※地上への搬出は12月頃を予定

3 搬出場所図

別紙1のとおり

4 排出事業者

本仕様書においては、「光市長 芳 岡 統」を保管・排出事業者とする。

5 業務概要

光市立図書館及び光市民ホールに保管中の低濃度ポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）汚染廃電気機器等を発注者の求めに応じ、適切に収集運搬し処分する。

6 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

※請求に係る事務以外を終え、完了検査を終えること。

7 収集運搬処分期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(1) 収集運搬に伴う養生の設置及び撤去についても上記の期間に含むこと。

(2) 具体的な収集日等については、事前に教育総務課（管理係）の担当者と調整した上決定するものとする。

8 収集時間

原則として、祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時15分までとする。

9 予定排出量・廃棄物の種類

別紙2のとおり

1.0 業務実施要領

(1) 収集運搬業務

- ア 収集は、担当者の指示のもと、円滑に進めること。
- イ 収集運搬する際には、産業廃棄物の運搬に法令上適合する車両を使用すること。
- ウ 収集に必要な養生及び架台等は、受注者で設置及び撤去すること。

(2) 処分業務

収集及び運搬したPCB廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の4の4の第1項に基づく認定又は同法第14条の4第6項に基づく許可の内容に従い、適正に処分を行うこと。

1.1 収集運搬及び処分計画書の提出

受注者は、「2.5 提出書類」のとおり、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて、「収集運搬及び処分計画書」を発注者に提出し、その承諾を得ること。契約の規定により契約期間又は仕様書が変更された場合、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して「収集運搬及び処分計画書」の訂正を請求することができる。

訂正の場合においても、請求から14日以内に「収集運搬及び処分計画書」を作成し、発注者に提出すること。

1.2 産業廃棄物管理票

- (1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）（以下「マニフェスト」という。）は受注者において用意し、廃棄物収集時に調査職員に提出すること（廃棄物1台につき1枚）。
- (2) 担当者がマニフェストに必要事項を記載の上、廃棄物搬出時に受注者に交付するので、受注者はこれを受領すること。
- (3) 受注者は収集運搬業務の完了後にマニフェストB2票を、中間処理の完了後にマニフェストD票を、最終処分の完了後にマニフェストE票をそれぞれ発注者に提出すること。

1.3 受注者の施設内への立入

受注者及び受注者の関係者は、発注者の承認を得た上で、業務の実施のため、搬出元の施設内に立ち入ることができる。

1.4 業務の一時停止

受注者は、やむを得ない事由があるときは、発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合においては、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ、発注者

における影響が最小限となるよう努力すること。

1 5 事故発生時の報告

受注者は、本業務に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従うこと。

1 6 臨機の措置等

受注者は、業務の履行に当たって事故が発生したとき、又は事故が発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者と協議した上、臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、そのとった措置の内容について、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

発注者は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

受注者が臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約代金の範囲内に含めることが適当でないと認められる部分の経費があるときは、協議によりその取扱いを定めるものとする。

1 7 業務実施期間の変更

業務の実施期間が変更できない場合において、業務の一部が不履行となり、発注者に損害を与えたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。

1 8 調査等

発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の履行状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

1 9 検査

受注者は、収集運搬については産業廃棄物管理票B 2 票、中間処理については産業廃棄物管理票D票、最終処分については産業廃棄物管理票E票を発注者に提出し、検査を受けなければならない。

発注者は、完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査を完了しなければならない。受注者は、発注者の検査に合格しないときは、発注者の指示に従い、直ちに必要な修正を行うものとし、当該修正が完了したときは、その旨を発注者に通知する。

2 0 保険の加入について

(1) 第三者傷害賠償責任保険に加入すること。

- (2) 賠償金額は3億円（消費税を含む。）以上とし、被保険者は受注者とし、保険期間は必ず履行期限に10日を加えること。

2.1 紛争の処理

受注者は、この契約に関し、第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をすること。

2.2 法の遵守

本業務の遂行に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン ―焼却処理編―（令和6年10月改訂 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）」、「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（令和元年12月 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）」その他関係法令を遵守するものとする。

- (1) 受注者は、本業務を他に委託しないこと。
- (2) 受注者は、業務遂行に伴い発生した財産上、法令上のすべての問題について責任を負うものとする。

2.3 協議

この契約に定めのない事項又は本契約（仕様書の記載事項を含む。）の各項目に関する疑義が生じたときは、関係法令に基づき、その都度発注者、受注者が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

2.4 収集・運搬について

- (1) 廃棄物の積込み等に関しては各施設の利用者等の安全に特段の配慮をすること。
- (2) 運搬時に道路法（昭和27年法律第180号）第47条第2項に抵触する場合は、次の申請を行うこと。
- ア 特殊車両通行許可申請（包括申請）
- イ 制限外積載許可申請

2.5 提出書類

- (1) 着手届
- (2) 工程表（契約用）
- (3) 技術者届
- (4) 第三者傷害賠償責任保険証書の写し
- (5) 収集運搬及び処分計画書
- (6) 実施報告書

- (7) 完了届
- (8) 請求書

2.6 その他

- (1) 本業務の契約については、収集運搬及び処分をそれぞれ締結し、提出書類に関しても、それぞれ提出すること。なお、収集運搬業者と処分業者が同一の場合は、この限りでない。
- (2) 収集・運搬時又は光市立図書館及び光市民ホールの敷地内又は処分場以外での、トランス油の抜き取り及び分解（部品の取外し）は禁止とする。
- (3) 重量物の乗り入れを行う場合は、敷鉄板等の養生を受注者負担で行うこと。
- (4) 都道府県知事「事前協議制度」が必要な場合については、その費用も受注者が負担し、「排出事業者」が行わなければならない事務手続きについても受注者が行い、その費用及び経費も受注者負担とする。
- (5) 現地確認が必要な場合は、事前に教育総務課（管理係）の担当者（連絡先：0833-74-3601）と日程調整を行うこと。なお、現地確認は、令和8年11月2日までとする。